

町職員人事異動 ※氏名後の()内は旧所属

- 異動・昇格 (10月1日付)
 <副課長及び副課長相当職>
 産業課副課長(農政担当) 小林 洋一 (産業課副課長(農政担当)兼ほ場整備室長)
 産業課ほ場整備室長 根本進一郎 (産業課副主幹)

- 新採用 (10月1日付)
 企画財政課主査 高久 勇人
 都市建設課主査 秋本光太郎

保育施設・町立幼稚園の募集開始



町内の認可保育施設・町立幼稚園では、令和8年4月からの入所・入園申込を開始します。申込書類の配布及び町ホームページへの掲載は、10月10日(金)から開始します。

- 申込受付期間 10月14日(火)～11月7日(金) ●申込先 福祉こども課 (町健康福祉センター内)

<認可保育施設>

- 申込資格
 町内に住所を有し、児童の保護者や家族が就労等で保育を必要とする児童

●町内認可保育施設一覧

- 鏡石保育所
- 認定こども園ぶどうの木
- 認定こども園こどもの杜岡ノ内幼稚園
- 岡ノ内保育園

※対象児童の年齢や保育時間は園によって変わります。

●申し込み方法 (必要書類)

- 【新規入所】
 入所申込書、支給認定申請書、就労証明書等、その他必要な書類
- 【継続入所】
 入所申込書、就労証明書等、その他必要な書類

●問い合わせ先

- (1) 福祉こども課 ☎ 62-2210 (町健康福祉センター内)
- (2) 教育委員会教育課 ☎ 62-3459 (鏡石幼稚園に関すること)

建築物の建築には「確認申請」が必要です

建築基準法や都市計画法の認識不足により、せっかく建てたマイホーム等が違反建築となってしまう事例が見受けられます。

住宅の新・増築や建物の用途変更などの際には、事前に町や県と相談を行い、安全で安心な住環境をつくりましょう。鏡石町全域で建築確認申請が必要です。

Q1 建築物とは？

A1 建築基準法では、屋根があり、柱または壁があるものが建築物になります。屋根付きのテラスやカーポートも屋根と柱があるので建築物となります。

Q2 自宅を増築したいが、確認申請は必要ですか？

A2 増築面積が10㎡を超える場合は確認申請が必要です。なお、10㎡以内の増築の場合には確認申請は不要ですが、建築基準法で定められた基準に適合させなければなりません。

Q3 ユニット物置、プレハブ倉庫、コンテナ等をホームセンターで購入し、置きたいのですが？

A3 物置などの建築物を設置すれば、基礎の有無にかかわらず、確認申請が必要です。

Q4 農業用倉庫を事務所や工場として利用したいのですが？

A4 鏡石町は都市計画法により、地域によって建築物の用途を定め、きれいなまちづくりを目指しています。地域によっては、農業用倉庫として建築できても、事務所や工場としては利用できない地域がありますので、事前に確認をしてください。

Q5 違反建築になるとどうなるの？

A5 県の命令により工事の停止や使用の禁止、建物の除却、さらに命令に従わない者に対しては懲役または罰金が科せられる場合があります。

- 問い合わせ先 都市建設課 ☎ 62-2116

まち歩き及びワークショップ
 地区内の危険箇所確認

笠石地区防災計画策定のためのまち歩き及び第1回ワークショップが9月6日(土)、笠石多目的集会所等で行われました。

参加者は、集会所に集まって行政区の地図を見ながら相談しあったり、実際に自分が住んでいる地区内を歩きながら、危険な場所の把握や避難経路について確認していました。



笠石区内の危険箇所について確認する参加者

鏡中生が職場体験学習
 広報担当者の仕事に挑戦

鏡石中学校の職場体験学習が9月9日(火)、各事業所で行われ、鏡石町役場では4人の生徒が広報担当者の仕事について学びました。

4人は、記事の書き方やカメラの使い方について町の広報担当者から説明を受けた後、町内の事業所で取材を行い、実際に写真を撮影したり記事を書いたりして広報紙の記事を作るための一連の作業を体験しました。



まちの駅かんかんてらすで職場体験をしているところを取材する生徒

交通安全マスコット寄贈
 町の交通安全を願って

ランドセル製造などを手掛ける(株)榮伸福島工場(泉崎村、橋本達宏工場長)は、町交通安全母の会(添田喜美代会長)に端材の皮を使った動物の形等のマスコットを贈りました。町交通安全母の会では、これに鈴とお札をつけて交通安全マスコットを完成させ、10月4日(土)開催の鏡石「牧場の朝」オランダ・秋祭りの交通安全鼓笛隊パレードで配布する予定です。



橋本工場長から交通安全マスコットを受け取る添田会長と板橋友子副会長

町道笠石・鏡田線に横断歩道新設

町道笠石・鏡田線(旧国道)の本町地内に、近隣にお住まいの皆さんから要望をいただいていた横断歩道が9月に設置されました。

これは、行政区等から町の交通対策協議会を通して公安委員会に要望していたものです。

今回設置される場所は、小中学生の通学路としても利用されており、令和4年11月に行われた子ども議会(一小)の質問でも、横断歩道の設置について取り上げられていました。



ウエルシア岩瀬鏡石店さん南側

- 問い合わせ先 総務課 ☎ 62-2111